

令和4年9月26日招集

第9回 狭山市農業委員会総会議事録

狭山市農業委員会

令和4年第9回狭山市農業委員会総会

令和4年9月26日(月曜日) 開催場所 狭山市役所 602会議室

議事日程

- 1 開会 午後1時30分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
 - (1) 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
 - (3) 議案第3号 狭山市農業委員会農地改良等に関する取扱要領の廃止について
- 4 報告事項
 - (1) 農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について
 - (2) その他
- 5 閉会 午後2時15分

本日の出席農業委員 14名

1番 浅見 誠 次	2番 落合 房子	3番 小野田 敏 枝
4番 細田 幸 司	5番 仲川 知 範	6番 横田 泰 宏
7番 小口 英 吉	8番 岸 進	9番 諸口 秀 敏
10番 平本 洋 章	11番 増田 棟 順	12番 吉田 博 幸
13番 渡邊 隆 夫	14番 増田 茂	

本日の出席推進委員 0名

(本日の欠席推進委員 8名)

甲 田 善 徳	清 水 芳 則	小 澤 俊 夫	室 岡 英 紀
奥 富 文 典	片 岡 弘 幸	齋 藤 孝 史	高 橋 弘 樹

職務のため出席した事務局職員

局長 岩 田 光 弘 主幹 吉 澤 裕 二

事務局 定刻となりましたので、これより第9回狭山市農業委員会総会を開催いたします。
これに先立ち、資料のご確認をお願いします。
本日の配布資料ですが、運営委員会にて配布しました、

- ・総会議案書
- ・資料1 議案図面資料

席上に配付しました

- ・資料2 農地法第3条、第4条、第5条の届出受理状況
- ・資料3 農地あっせん台帳

宜しいでしょうか。

事務局 本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していますことを報告いたします。

また、『狭山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。

なお、農地利用最適化推進委員につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、出席を求めないということで、農業委員の方のみを招集しております。

それでは、これより第9回狭山市農業委員会総会となりますが、『狭山市農業委員会会議規則』第3条の規定により、議長を会長をお願いしまして進めて参ります。最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。

会 長 (会長の挨拶)

事務局 ありがとうございました。

議事の前に、農業振興課より農業経営継続支援金について説明があります。

農業振興課より、説明をお願いします。

農業振興課 【農業経営継続支援金の説明】

事務局 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

質疑は無いようですので、ここで、農業振興課は退席します。

ありがとうございました。

それでは、浅見会長、議事の進行を宜しくお願いいたします。

議 事

- 議 長 只今から、第9回狹山市農業委員会総会を開催します。
始めに『狹山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。
今回は、議席番号14番 増田茂委員と3番 小野田委員にお願いします。
これより議案の審議を行います。
最初に第9回総会の概要を事務局から説明してください。
- 事務局 農地法第5条の申請が、入曽地区で3件、堀兼地区で1件、併せて4件です。
生産緑地に係る主たる従事者についての証明願いが、入曽地区で1件です。
- 議 長 それでは、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。
整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。
- 小野田 議案番号1 理番号1について審査結果を報告します。
委員 申請地は狹山市大字水野字本堀、地目は畑、面積は371㎡です。
農地区分につきましては、
 - ・10ha以上の集団性がある いいえ
 - ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
 - ・インフラの整備が進んでいる はい
 - ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は入間市在住の個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。
(理由書1の朗読)
理由書1により、次の項目が読み取れます。
 - ・必要性は 適
 - ・緊急性は 適
 - ・周辺農地への影響は なし
 - ・代替性は 適
 - ・目的実現性は 適根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。
- 議 長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、整理番号2番について、担当委員の説明を求めます。

小野田 議案番号1 整理番号2について審査結果を報告します。

委員 申請地は狭山市大字水野字本堀、地目は畑、面積は40㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は狭山市在住の個人です。転用目的は住宅の敷地拡張です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書2の朗読)

理由書2により、次の項目が読み取れます。

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、整理番号3番について、担当委員の説明を求めます。

仲川委員 議案番号1 整理番号3について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字南入曽字町屋道、外1筆、地目は畑、合計面積は497.05㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい

- ・インフラの整備が進んでいる いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は所沢市在住の個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書3の朗読)

理由書3により、次の項目が読み取れます。

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

次に整理番号4番について、担当委員の説明を求めます。

渡邊委員

議案番号1 整理番号4について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字青柳字矢畑、地目は畑、面積は2, 119㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は狭山市在住の個人です。転用目的は資材置場です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書4の朗読)

理由書4により、次の項目が読み取れます。

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適

- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。
よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題とします。
整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 土地の所在は、大字北入曾字中原、外1筆、地目、畑、2, 849㎡について相続による買取申出が出ているものとなります。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を『承認』とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。
よって、本件を『承認』します。
次に、議案第3号「狭山市農業委員会農地改良に関する取扱要領の廃止について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 【狭山市農業委員会農地改良に関する取扱要領の廃止について説明】

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を『承認』とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。
よって、「狭山市農業委員会農地改良に関する取扱要領」を廃止します。
以上をもちまして、本日の議題は終了しました。

次に、報告事項に移ります。

事務局から農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について、順次、説明を求めます。

事務局 農地法第3条の3の規定による届出は4件12筆、全て地目「畑」、面積は16,263㎡、全て相続による届出で、あっせんの希望はありません。
次に農地法第4条の規定による届出は1件2筆、地目は「畑」、面積は564㎡、転用目的は長屋住宅敷地です。
農地法第5条の規定による届出は5件7筆、地目「田」が1筆、面積は311㎡、地目「畑」が6筆、面積2,558㎡、転用目的は全て住宅敷地です。
公共事業の施工に伴う一時転用に係る届出は3件4筆です。
通信事業計画書について、一時転用に係る届出が6件15筆です。

議長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
質疑はないようです。
次に「農地あっせん台帳」について事務局から説明をお願いします。

事務局 【資料3「農地あっせん台帳」について説明】

議長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
質疑はないようです。
その他について、委員から何かありますか。
無いようですので、これをもちまして、第9回狹山市農業委員会総会を終了します。
ご協力ありがとうございました。